平成２２年（フ）第２１６号
和歌山市出島34番地の22
債務者　榎本繪利子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２３７号
和歌山市太田２丁目13番９号　フローラルメゾン武田５Ｃ号室
債務者　江戸屋こと　濵本　一博
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２４２号
和歌山市西高松２丁目４番34号
債務者　池田　昌代
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２８９号
和歌山県海南市下津町黒田150番地
債務者　谷本よし子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２９１号
和歌山県紀の川市貴志川町長山277番地21
債務者　中西みどり
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３０１号
和歌山市中之島255番地の５
債務者　鈴木　康生
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３０９号
和歌山県岩出市金池390番地の１　801号
債務者　菊池恵理香（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３１３号
和歌山県橋本市隅田町真土239番地
債務者　西辻　恵実
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１２０号
福島県いわき市小名浜字山神北39番地の１　レオパレスオアシス204、前住所茨城県牛久市ひたち野東１丁目12番地１　グリーンハート105
債務者　橋本　広美
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第３６号
高知県四万十市国見483番地１
債務者　佐井千都子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第３７号
高知県幡多郡三原村大字柚ノ木1268番地３、住民票上の住所大分県由布市庄内町東長宝1033番地
債務者　佐井　廣良
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第３２号
高知県幡多郡黒潮町田野浦945番地
債務者　土居　正明
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第６９号
山口県防府市多々良１丁目１番33号
債務者　青木　倖治
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７５号
山口市小郡下郷970番地
債務者　樋脇　美香
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９４号
山口市水の上町４番５号
債務者　大谷　晶子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１号
宮城県登米市米山町字桜岡大又124番地184
債務者　佐々木政司
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第３２号
宮城県登米市米山町字桜岡大又124番地184
債務者　佐々木美智子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第３３号
宮城県登米市東和町米川字小出沢62番地２
債務者　及川　竜也
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
仙台地方裁判所登米支部